

第1章 計画策定にあたって

1 策定の経過

鎌倉市は、青少年の健全な育成と自立を支援するための環境整備を目指し、青少年健全育成プランを策定することとし、第3次鎌倉市総合計画第二期基本計画中期実施計画に登載するとともに、平成20年度からその準備作業に入り、同年鎌倉に在住する中学生から25歳までの青少年を対象に、青少年の意識を調査するため、青少年総合意識調査を実施しました。

翌平成21年8月には、公募市民委員2名を含む学識経験者及び青少年団体関係者や教育関係者10名からなる青少年健全育成プラン策定委員会を設置しました。

国においては、これまでの青少年育成施策大綱に代わり、不登校やひきこもりなど困難に直面している子ども・若者への支援を中心に据えた子ども・若者育成支援推進法が平成22年4月1日に施行され、市町村においてもこの法律に基づいた推進計画を策定するものとされました。この法の施行にともない、当委員会名称を子ども・若者育成プラン策定委員会と改称しました。また、平成22年7月には、子ども・若者ビジョン（子ども・若者育成支援推進大綱）が策定され、国としてどのように子ども・若者の健全育成のための環境整備にあたっていくかの基本的方向性が示されました。

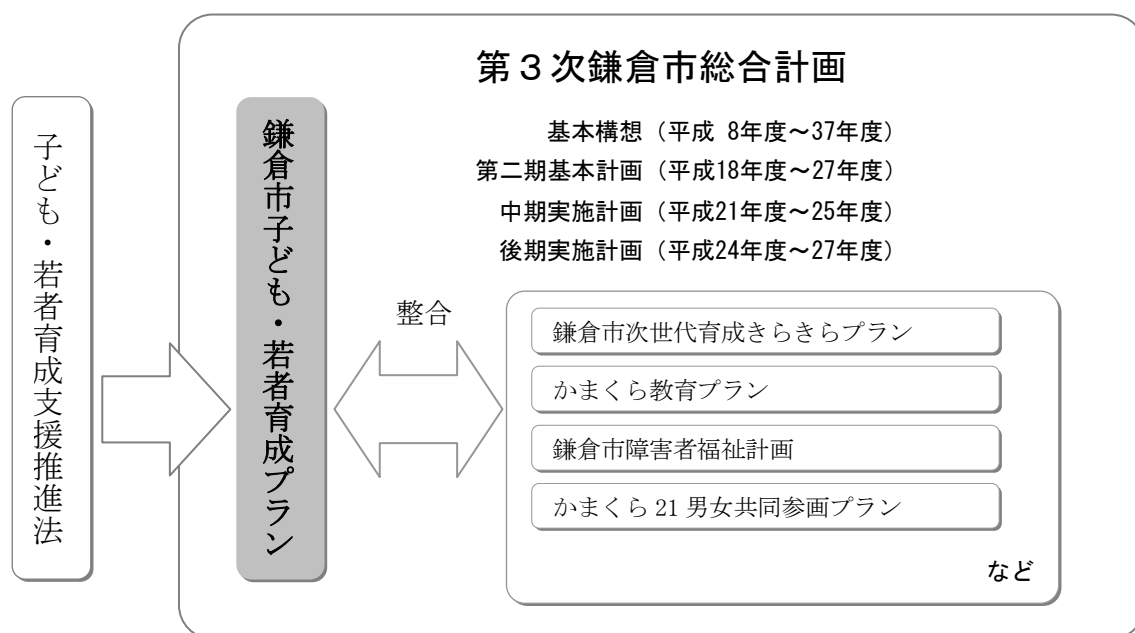
鎌倉市は、平成22年12月に鎌倉市子ども・若者育成プランの基礎となるプラン骨子案を策定し、このプラン骨子案をもとに、関係団体や一般市民のご意見をお伺いして、鎌倉市子ども・若者育成プラン原案を策定し、平成23年4月に、プラン原案に対する市民意見を募集し、意見を取り入れつつプラン最終案を取りまとめ、平成23年7月に子ども・若者育成プラン策定委員会からの報告を受け、平成23年8月に鎌倉市子ども・若者育成プランを策定しました。



策定委員会での審議

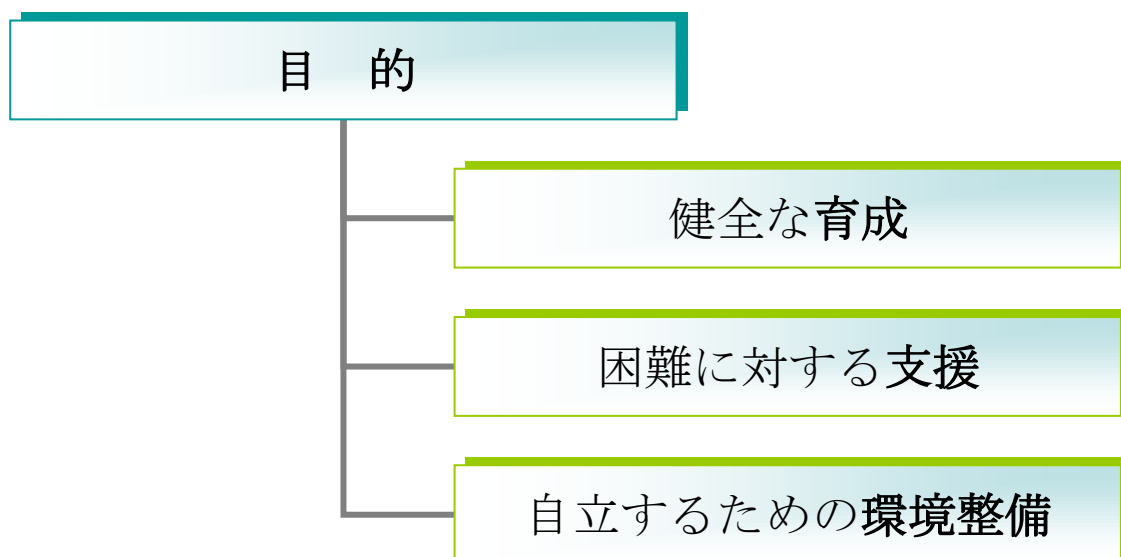
2 プランの位置づけ

平成 22 年 4 月 1 日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」に規定される市町村が定める計画として、このプランを位置づけます。



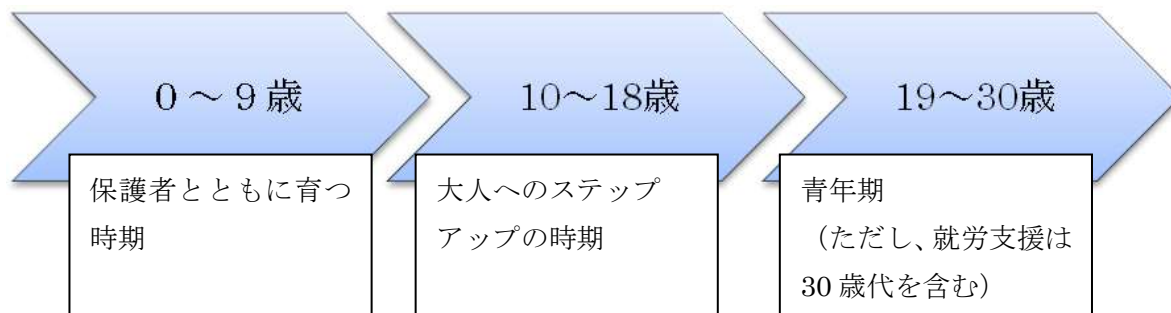
3 プランの目的

鎌倉市に居住し生活する子ども・若者、いわゆる青少年の健全な育成と困難に直面している青少年に対する支援、及び青少年が大人として自立するにあたっての良質な環境の整備を目的とします。



4 プランの対象

鎌倉市に居住し生活する0歳から30歳までの子ども・若者を対象とします。ただし、就労支援に関しては、30歳代を含むものとします。



5 プランの期間

プランの期間は策定後5年間を目途とします。

H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
策定					
実施期間					
				次期プラン策定作業	次期プラン実施

6 プラン策定委員会

総合的な子ども・若者の育成施策を支援するため、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」が公布され、市町村は子ども・若者の育成施策に関する計画を策定することになりました。

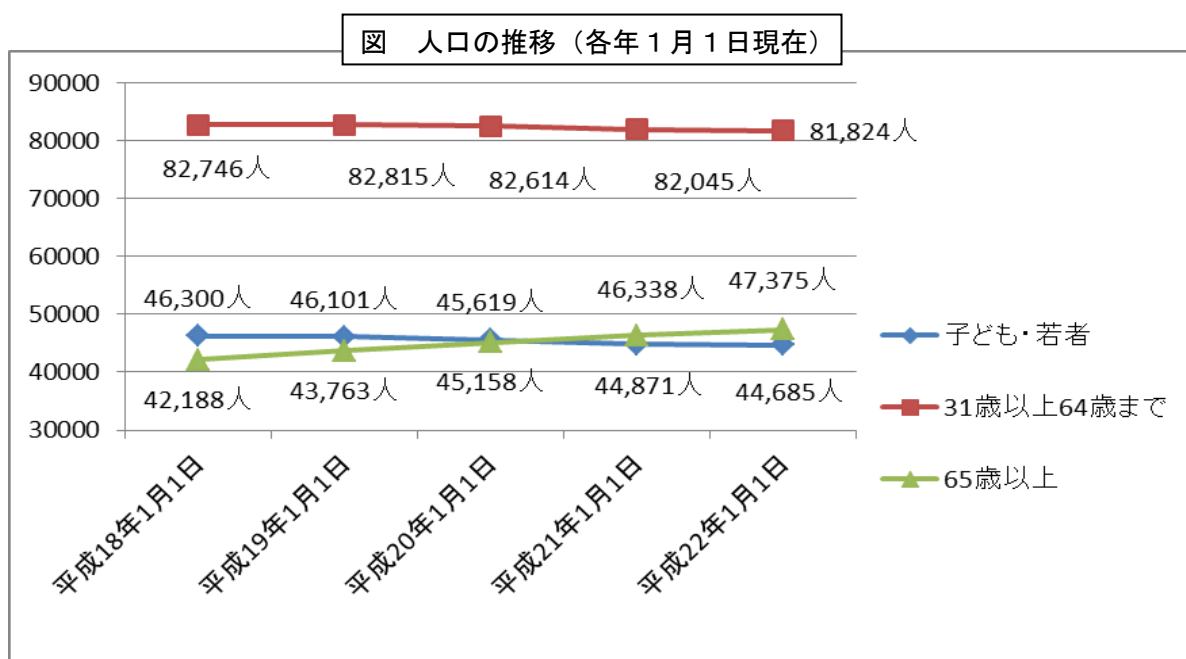
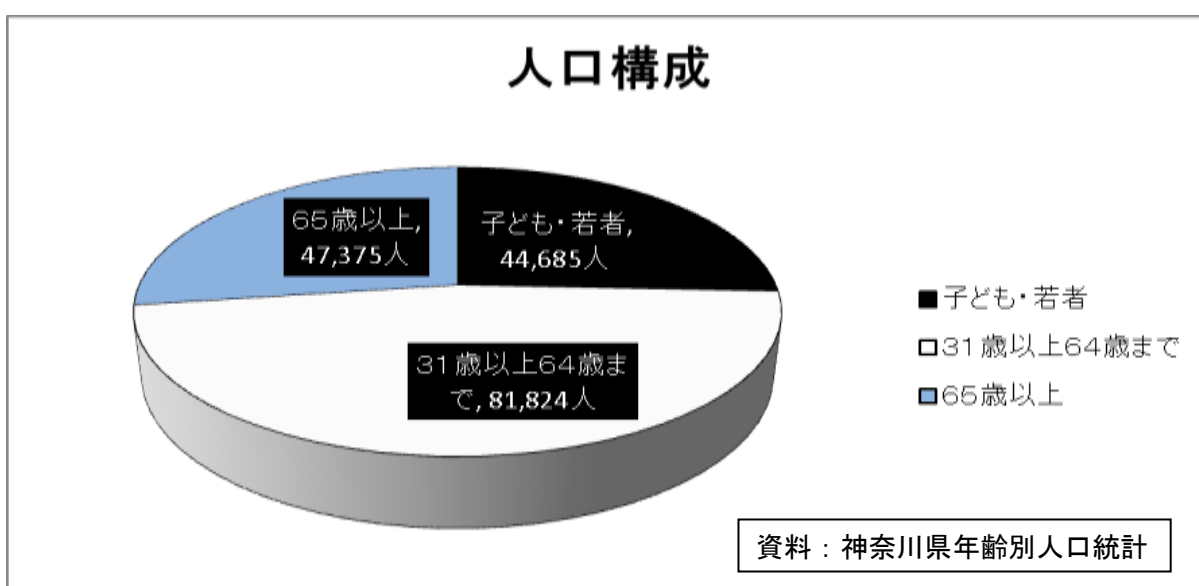
本市においても、子ども・若者の育成施策を進めるため、学識経験者・市民・青少年育成に関係する機関及び団体に属する方・教育機関に属する方からなる「鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会」、また市内においても関係部課と検討・調整を図る「鎌倉市子ども・若者育成プラン市内検討委員会」を設置しました。

第2章 子ども・若者を取り巻く状況

1 人口

平成22年1月1日現在の鎌倉市における子ども・若者（0歳～30歳）の人口は、44,685人で、全人口（173,884人）に占める割合は25.70%となっています。また、31歳以上64歳までの人口は81,824人で全人口に占める割合は47.06%、65歳以上は47,375人で全人口に占める割合は27.25%となっています。

子ども・若者の人口は年々減少し続け、65歳以上の人口が増えています。平成21年1月1日以降、65歳以上の人口が子ども・若者の人口を上回っています。



2 出生数の推移

鎌倉市の出生数は、平成 18 年から 2 年連続で増加し、平成 20 年で減少しましたが、平成 21 年にはまた増加しました。

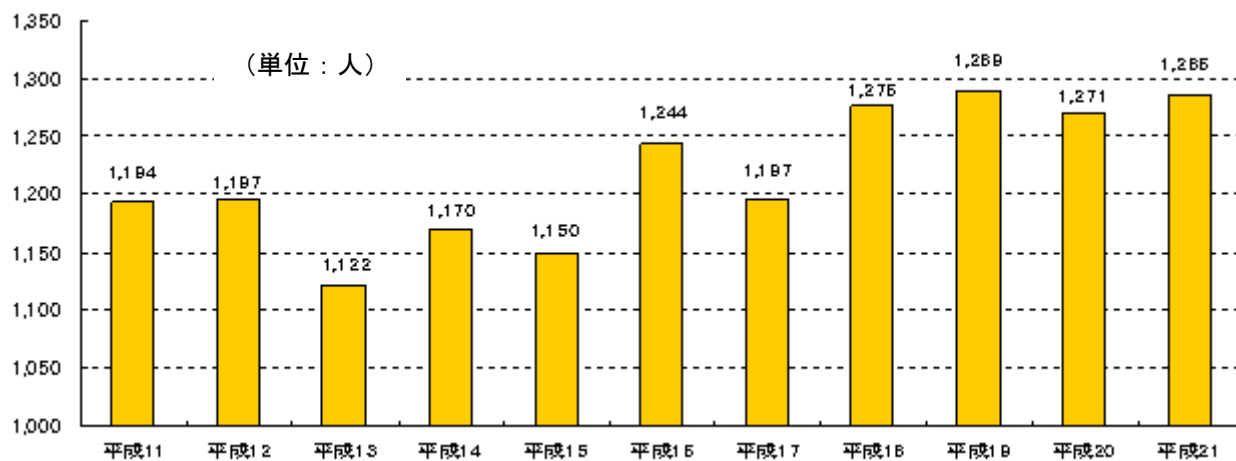


図 出生数の推移

〔資料：神奈川県衛生統計年報〕

3 合計特殊出生率の推移

鎌倉市の*合計特殊出生率は、全国や県を下回って推移していますが、鎌倉市ではここ数年上昇傾向にあり、平成 21 年に 1.13 まで回復しました。

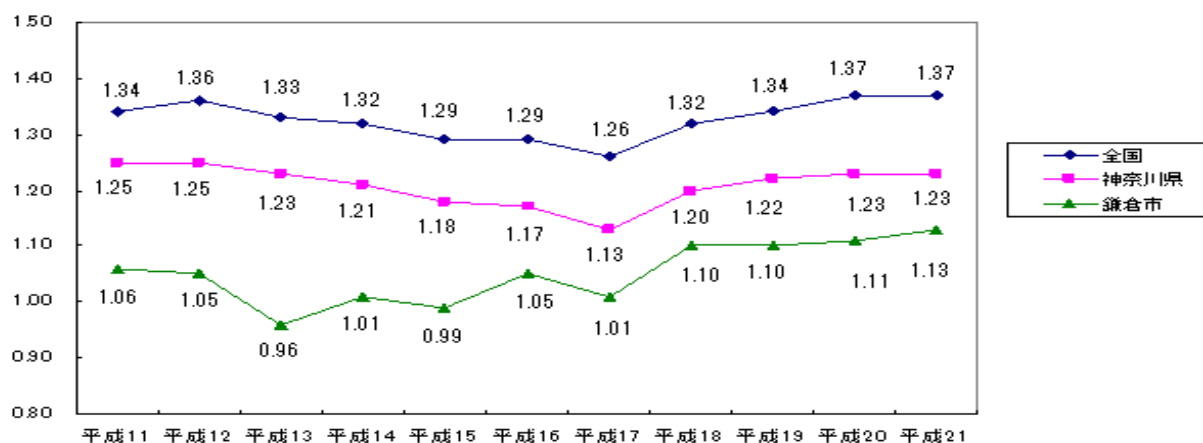


図 合計特殊出生率の推移 (全国・県・鎌倉市)

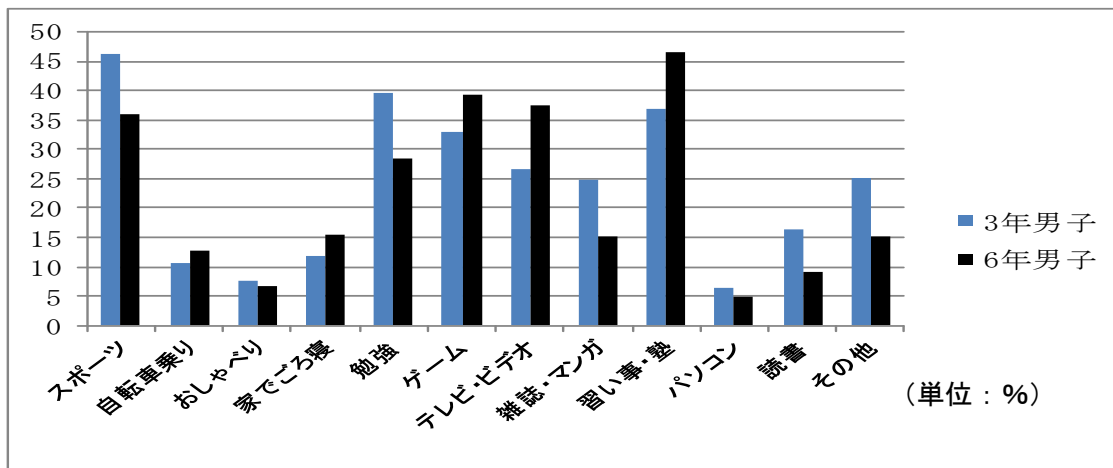
〔資料：(全国) 厚生労働省「人口動態統計」
(神奈川県・鎌倉市) 神奈川県衛生統計年報〕

* 合計特殊出生率

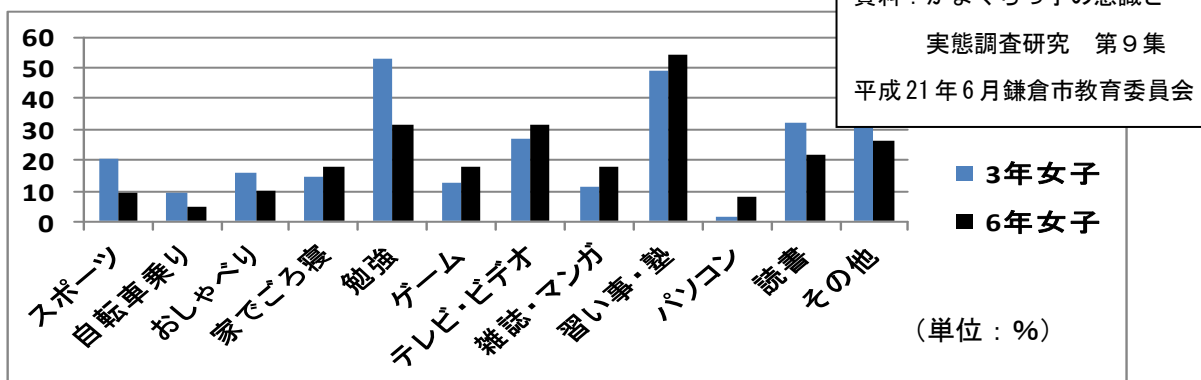
一人の女性が一生の間に何人子供を産むかを示す時に使われる出生率で、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。この数値が、おおむね 2.08 を下回ると、将来人口が減少すると言われている。

4 生活の状況

帰宅後の過ごし方（小学生男子）



帰宅後の過ごし方（小学生女子）



5 就労の状況

経済状況の悪化により、平成23年3月大学等卒業予定者の就職内定状況のうち、大学卒業予定者の内定率は過去最低水準となっています。（全国の大学、短大、高等専門学校、専修学校の中から112校を抽出して調査）

大学等卒業予定者の就職内定状況

区分	就職希望率〔前年比〕	就職内定率〔前年比〕	＜参考＞ 昨年度卒業学生の就業率 (平成22.4.1現在調査の結果)	
大学	66.5%〔▲0.3〕	91.0%〔▲0.8〕	91.8%	
うち	国公立	49.8%〔▲3.0〕	93.5%〔▲1.0〕	94.5%
	私立	74.7%〔▲1.0〕	90.1%〔▲0.7〕	90.8%
短期大学	74.8%〔▲3.5〕	84.1%〔▲4.3〕	88.4%	
高等専門学校	56.3%〔▲1.3〕	98.7%〔▲0.8〕	99.5%	
総計	66.5%〔▲0.1〕	90.7%〔▲1.2〕	91.9%	

資料：文科省・厚労省平成22年度大学等卒業の就職内定状況調査（平成23年4月1日現在）

6 青少年総合意識調査

平成 20 年に鎌倉市内在住の中学 1 年生から 25 歳までの若者を対象に実施した青少年総合意識調査の結果では、大多数の方は現状に満足しており、親や家族に対して肯定的であると言えます。ただ、積極的に地域などにかかわりをもつ気持ちは薄く、将来に対する不安感は大いようです。



詳しくは 69 頁「青少年総合意識調査概要」をご覧ください。

7 青少年への聞き取り調査

平成 22 年度に鎌倉市内在学の中中学生から大学生までの年代の若者を対象に実施した青少年への聞き取り調査からは、将来に向かって積極的にスポーツや勉学に励んでいる若者も多い一方、年齢が上がるにつれて、現実直視し就職や将来のことについて苦悩する姿が見てとれます。

詳しくは 70 頁「青少年への聞き取り調査概要」をご覧ください。

第3章 基本方針

1 理 念

歴史と文化のまち、鎌倉に住むわたしたちは、

毎日の生活の中で、自然と人とふれあい、出会い・喜び・感動を体験し、思いやりと正義を学びます。

夢・希望・誇りを持ち、安心して暮らすことができる自立と共生の社会を実現します。

子ども・若者は、

親や教師・地域の大人に習い、また、仲間を大切にします。

自分の課題や役割に取り組み、失敗を恐れず目標に挑戦します。

鎌倉の歴史と自然に学び、これからの鎌倉の担い手となります。

大人は、

市民としての、親としての責任を自覚し、子ども・若者の手本となります。

地域とのつながりを大切にして、鎌倉のまちづくりと子ども・若者の育成に努めます。

行政は、

家庭・学校・地域と連携して、子ども・若者を健全に育成する環境を整えます。

2 目 標

目標1 感動体験を通じて、豊かな人間性を育てよう

乳幼児期の愛情体験も非常に大切であると共に、子どもの頃に豊かな自然や人とのふれあいなどを体験し、大きな感動や感銘を受けることは一生の財産となり、人間性豊かな大人へと成長することが期待できます。

このような感動体験が得られる野外活動や社会活動の推進と、内容の充実を図ります。

目標2 人と人とのつながりの中で、社会の担い手となるための社会性と主体性を育てよう

グローバル化や情報化社会の進展のなか、自ら課題を見出し解決する力、知識・技能の更新のための生涯にわたる学習、他者や社会、自然や環境と共に生きる力が求められます。これら社会の担い手となる力の育成に努めます。

目標3 鎌倉の自然・歴史・文化とかがわりながら、鎌倉を愛する心を育てよう

素晴らしい環境の鎌倉で育ったことへ誇りを持つことは、自信を持って社会に出る際の助けになるでしょう。そのためには、まず鎌倉の自然・歴史・文化を知ることが必要です。

郷土鎌倉を知るために、「かまくら子ども風土記」も活用し、学校の授業でも郷土を知るための時間を設けていきます。

また、まちづくりにおける子ども・若者の参加を盛んにすることも必要です。これら子ども・若者のまちづくりへの参画を進める施策の推進を図り、郷土・鎌倉を愛する心の育成に努めます。

目標4 子どもと共に、大人も成長しよう

子ども・若者が、大人たちの行動を真似るのは自然なことです。

大人は、常に子どもたちの視線を意識し、手本となるよう行動しなければなりません。

大人が、常に自らの行動を考え、意識を改革していくよう、啓発施策の推進を図ります。

目標5 気軽に相談でき、支援を受けられ、 安全安心に暮らせるまちにしよう

不登校やひきこもりの状態の子ども・若者のため、気軽に立ち寄れて専門的な相談もでき支援も受けられる場や、訪問する形での相談の充実が必要です。

高校を中退し、行き場を失っている子ども・若者のため、自由に過ごすことが出来る場所や、地域とのつながりをより強く実感できる取組みが必要です。安全安心に暮らせることも含め、これらの施策の推進を図ります。

3 施策の体系

理 念

歴史と文化のまち、鎌倉に住むわたしたちは、

毎日の生活の中で、自然と人とふれあい、出会い・喜び・感動を体験し、思いやりと正義を学びます。

夢・希望・誇りを持ち、安心して暮らすことができる自立と共生の社会を実現します。

子ども・若者は、

親や教師・地域の大人に習い、また、仲間を大切にします。

自分の課題や役割に取り組み、失敗を恐れず目標に挑戦します。

鎌倉の歴史と自然に学び、これからの鎌倉の担い手となります。

大人は、

市民としての、親としての責任を自覚し、子ども・若者の手本となります。

地域とのつながりを大切にして、鎌倉のまちづくりと子ども・若者の育成に努めます。

行政は、

家庭・学校・地域と連携して、子ども・若者を健全に育成する環境を整えます。

目 標

目標 1

感動体験を通じて、
豊かな人間性を育てよう

目標 2

人と人とのつながりの中で、
社会の担い手となるための
社会性と主体性を育てよう

目標 3

鎌倉の自然・歴史・文化と
かかわりながら、鎌倉を愛する
心を育てよう

目標 4

子どもと共に、大人も成長
しよう

目標 5

気軽に相談でき、支援を受けられ、
安全安心に暮らせるまちに
しよう

主要な取組

1-1 自然とのふれあいを通じた豊かな人間性の育成

里山での遊びなど、自然とのふれあいを通じて豊かな人間性を育成します。

1-2 体験学習等様々な学習を通じた豊かな人間性や創造性の育成

職場体験・福祉体験など、様々な学習体験を通じ豊かな人間性や創造性を育成します。

1-3 学習環境の整備による子ども・若者の育成

少人数学級の編成や設備面の充実などにより、子ども・若者の育成を図ります。

1-4 講座・イベント・キャンペーン等による育成事業の推進

中学生人権作文コンテストなどのイベント等により、子ども・若者の育成を図ります。

2-1 子ども・若者の育成につながる子育て支援策の充実

子育て親子講座など、子ども・若者の健全な育成へつながっていく子育て支援策を充実させます。

2-2 地域との連携による子ども・若者の育成

青少年指導員等地域で活動する方たちとの連携により、子ども・若者の健全な育成を進めます。

2-3 環境教育の推進

ごみの抑制及び減量化・資源化の大切さを伝えるため環境教育を推進します。

2-4 青少年育成団体への支援と連携

子ども・若者の育成のため、青少年指導員連絡協議会等への支援や連携を行います。

2-5 世代間交流の推進

違う年代の子ども・若者同士の交流や、高齢者など他の世代との交流を推進します。

2-6 思春期対策の充実

思春期にある子ども・若者を理解するための研修会等の充実を図ります。

2-7 青少年の居場所作りの検討

青少年会館をはじめとした公的施設での青少年の居場所づくりを検討します。

3-1 鎌倉での様々な体験による郷土愛の育成

スポーツ体験など様々な体験により、鎌倉に対する郷土愛を育成します。

3-2 鎌倉の歴史・文化を学習することによる郷土愛の育成

郷土の歴史・文化を学習する様々な機会により、鎌倉に対する郷土愛を育成します。

4-1 児童虐待防止のための施策の推進

児童虐待が起こらないようにする環境の整備など、児童虐待防止のための施策を推進します。

4-2 大人の教育力や大人自身を成長させるための施策の推進

青少年育成団体等と連携し、大人の教育力や大人自身を成長させるための施策を推進します。

5-1 相談体制の充実

すでに実施している様々な相談体制の充実を図ります。

5-2 支援体制の充実

すでに実施している様々な支援体制の充実を図ります。

5-3 安全安心対策の充実

すでに実施している防犯活動等の安全安心対策の充実を図ります。

5-4 健全育成の環境整備

青少年育成街頭指導など、子ども・若者に対する非行防止対策により健全育成の環境整備を行います。

5-5 基本的人権の尊重

子ども・若者の育成において、基本的人権の尊重を徹底します。

5-6 公園等の基本的生活環境の整備

学習施設や普段利用する公園や道路など基本的生活環境の整備に努めます。

第4章 取組の推進方法

1 目標別の取組の推進

目標1 感動体験を通じて、豊かな人間性を育てよう

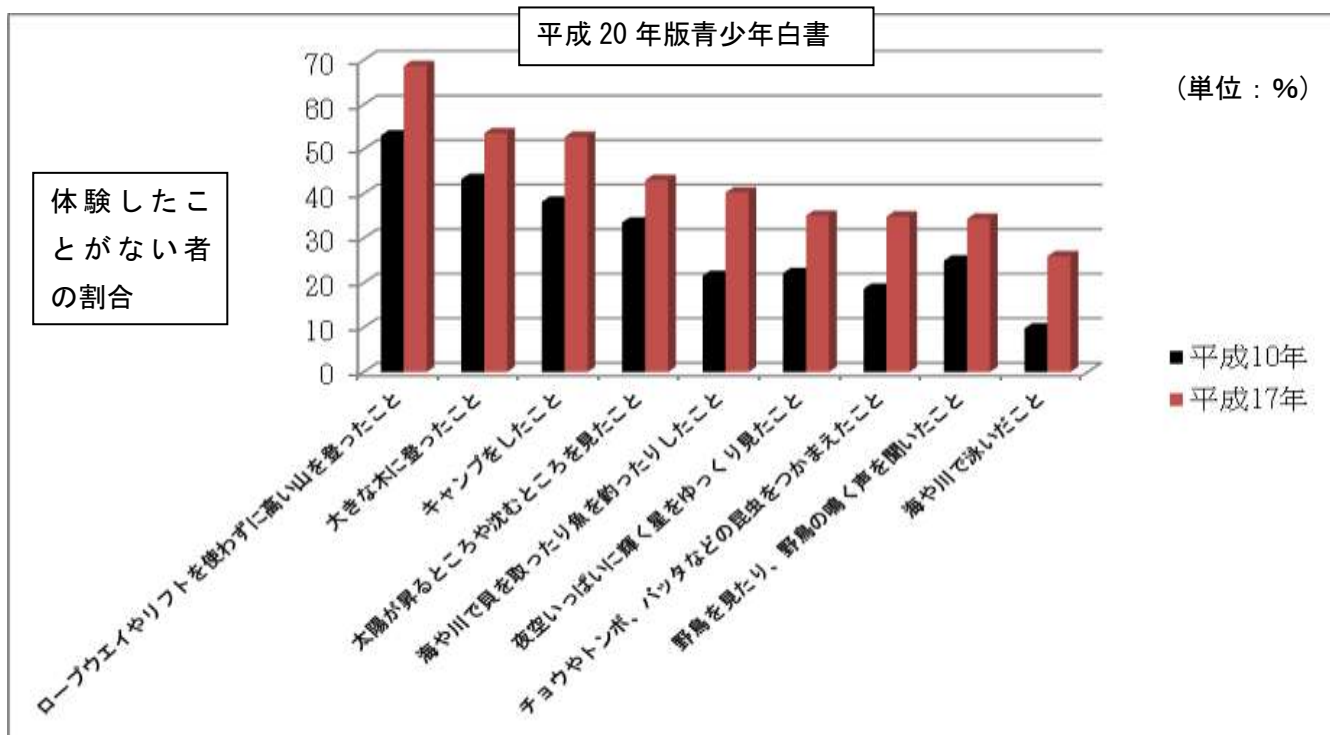
主要な取組 1-1 自然とのふれあいを通じた豊かな人間性の育成

現状と課題

最近の子ども・若者の遊びについては、自由に遊べる空き地がなくなったことや子どもに対する凶悪事件が発生したことなどにより、テレビ・ビデオ、電子メール・インターネット、電子ゲーム、カードゲームなどの室内の遊びが中心となっています。コミュニケーション能力、子どもらしい元気さや逞しさなどが育成できるか危惧される状況です。

自然豊かな鎌倉では、里山や海で自然とふれあって、仲間と遊ぶことができ、これらを通じて豊かな人間性を育成し、自然の大切さを学ぶことができます。このことから、自然にふれあうことができる事業の充実を図る必要があります。

青少年白書によれば、自然体験をしたことがない青少年が以前と比べて全般的に増加しているとのことです。



資料：独立行政法人青少年教育振興機構「『青少年の自然体験活動に関する実態調査』報告書平成17年度調査」より作成

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施団体等
1-1-1	こども里山一日体験(市民団体活動事業)	地域の大人たちとの交流を目的として「こども里山一日体験」を実施	山崎・谷戸の会
1-1-2	青空自主保育(市民団体活動事業)	子どもが自然の中でのびのびと遊ぶことを目的に、保育者と当番の親が引率して鎌倉の海や山に出かける。	にこにこ会、なかよし会(就園前の子どもを持つ親) (2歳児から4歳児)、やんちゃお(5・6歳児の親)他
1-1-3	鎌倉てらこや事業(市民団体活動事業)	山・川・海・森林での自然体験や寺社・教会などでの生活体験などを通して、子どもたちには感動体験を培い、親たちには子どもたちとともに学び成長することで自立した良き大人になることを目指す。	NPO 法人鎌倉てらこや



鎌倉中央公園



鎌倉てらこや

主要な取組1-2 体験学習等様々な学習を通じた豊かな人間性や創造性の育成

現状と課題

障害がある方や高齢者とのふれあいは、核家族化の進展で、普段の生活の中で難しい状況になりつつあります。兄弟・姉妹のいない子ども・若者にとっては、異年齢の人との触れ合いも大切です。

障害がある方や高齢者などとのふれあいの場を提供して、思いやりや社会の一員としてお互いの個性と人格を尊重する心を醸成し、豊かな人間性と創造性の育成に努めます。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
1-2-1	体験学習の推進	総合的な学習の時間での体験学習等	各小中学校
1-2-2	たてわりグループによる異学年とのかかわり	児童会活動、全校遠足等	各小学校
1-2-3	地域教育力の活用	職場体験、福祉体験	各小中学校
1-2-4	地域における学習交流事業の実施	地域の大人や高齢者が小学生を対象に「囲碁教室」「わら細工教室」等を指導する世代間交流事業を実施	生涯学習課
1-2-5	国際交流などの体験学習による多文化体験による創造性の育成	多文化体験を通して様々な価値観を育むことができるよう、国際交流フェスティバル、小中学校で国際支援団体の職員から話を聴く出前講話、高校生を対象とした途上国への理解を深める国際協力セミナー等の事業を実施	文化推進課
1-2-6	学校での職業体験活動の推進	総合的な学習の時間での体験学習等	各中学校
1-2-7	としょかんいんになってみよう (一日図書館員)	市内在住又は通学の小学生を対象に夏休みの期間に開催する。カウンターでの貸出返却業務や、書架返却など図書館員の仕事を体験する。	中央図書館、各小学校
1-2-8	図書館での職場体験事業	市内中学校通学の中学生を対象にカウンターでの貸出返却業務や書架返却など図書館員の仕事を体験する。	中央図書館

主要な取組 1-3 学習環境の整備による子ども・若者の育成

現状と課題

学習の場においては、個々の児童に応じたきめ細かい対応が求められ、個に応じた指導や少人数学級が編成されようとしています。また、国際化・情報化の進展など社会の状況に応じた教育が求められています。すでに実施している外国語やコンピュータに係る取組を継続していく必要があります、さらなる充実も検討する必要があります。

青少年会館においても、社会状況や子ども・若者のニーズに応じて音楽室の整備などの施設面を含めた対応をする必要があります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
1-3-1	個に応じた指導の充実	少人数指導、ティームティーチング	各小中学校
1-3-2	少人数学級編制	小学校1・2年生について、1学級35人以下学級編制を実施するために非常勤講師を配置（平成23年度は国・県による小学校1年生の35人学級編制実施のため、2年生を対象）	教育指導課
1-3-3	読書活動の推進	朝の読書活動の推進、読書活動推進員・図書館専門員の配置	教育指導課
1-3-4	日本語指導協力者派遣	日本語の理解や学校生活に対応できていない帰国児童生徒、外国籍児童生徒に対する、日本語指導等の支援	教育指導課
1-3-5	道徳教育の充実	「相手の人格を尊重する」ことの教育他	各小中学校
1-3-6	国際社会への対応	外国人英語講師（ALT）を小・中学校へ派遣、小学校外国語活動の時間に英語活動サポーターを派遣	教育指導課
1-3-7	心の教育の推進・道徳教育の充実	各学校で年間指導計画に基づき実施 地域を題材にした道徳資料集「かまくらのはなし」を発行 授業づくり実践研修会にて、講師による道徳の模範授業を参観する研修会を実施	教育指導課、教育センター
1-3-8	★青少年会館の音楽室等の施設の充実	中高生に人気があるバンド活動や吹奏楽のパート練習等ができる音楽室の設置（実現を検討）	青少年課
1-3-9	情報化社会への対応	コンピュータを小学校21台、中学校41台、コンピュータ室に設置 コンピュータ研修会、コンピュータ授業活用研修会を実施	教育指導課、教育センター
1-3-10	性（命）の尊重、男女平等教育の充実	男女が正しく性を理解し尊重しあうこと、お互いが協力して家庭生活・社会生活を築くことについて啓発する。	人権・男女共同参画課、教育指導課、教育センター、保育課

★印 新規事業

主要な取組1-4 講座・イベント・キャンペーン等による育成事業の推進

現状と課題

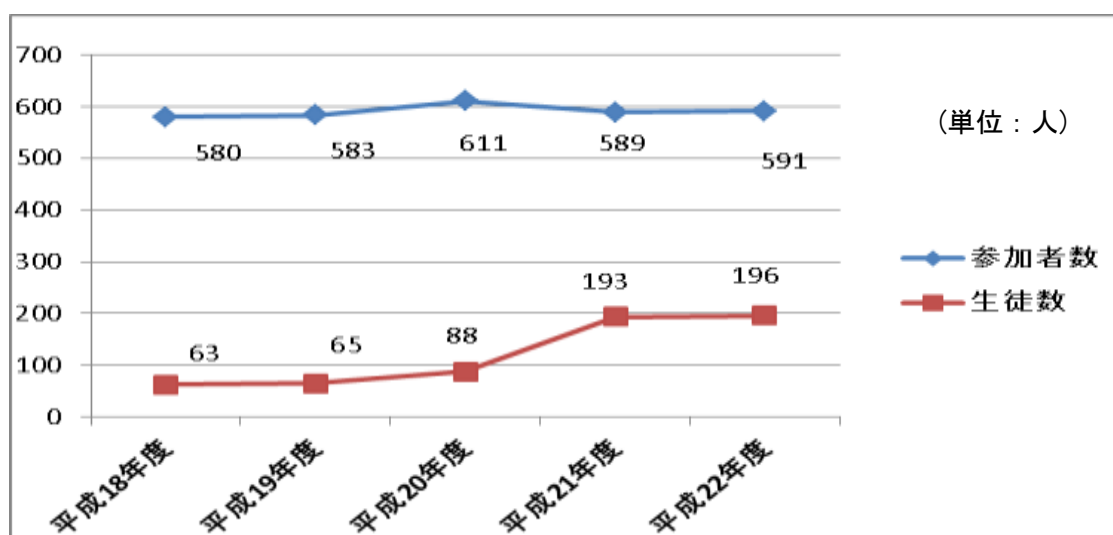
青少年会館で行われている自主講座をはじめとして、子ども・若者を対象に様々な講座・イベント等が行われています。また、未就学児と保護者を対象にした講座については、定員を超える応募もある状況で、単に講座の受講だけでなく子育て期の親子が他の親子とのコミュニケーションを求めている状況が推測できます。ただし、中学生・高校生については、クラブ活動・受験勉強で時間的な余裕がないなどの理由により、講座を設定してもなかなか参加者が集まらない状況があります。

今後はアンケート等を実施し、より子ども・若者の求めるニーズを探り、参加率を高めるとともに、子育て支援との連携も強めていく必要があります。

- 青少年会館自主事業実績：親子でリトミック、はじめての親子クッキング、こどもリコーダー教室、こども科学教室、パパと作ろうお昼ごはん、こども習字教室、こどもパステル画講座、こどもクラフト、こどもピンポン教室、パソコンで遊ぼう、こども素焼き教室

青少年健全育成推進街頭キャンペーン実績

鎌倉駅周辺及び大船駅周辺で未成年の喫煙・飲酒及び薬物使用の防止を訴える青少年健全育成推進街頭キャンペーンへの参加者数は600人前後で推移していますが、最近の2年間は市内中学校及び高等学校の生徒の参加者が200人近くに増えています。





玉縄青少年会館



玉縄青少年会館掲示板

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
1-4-1	各種育成事業	小中音楽会他、子ども会支援、子ども向け講座、ブックスタート等	教育指導課、青少年課、中央図書館
1-4-2	学習情報の収集と提供	子どもを対象にした講座・教室などを掲載した生涯学習情報誌「鎌倉萌」を発行	生涯学習課
1-4-3	図書館員の訪問サービス（子どもへの直接サービス）	小学校や地域の子育てサークル、社会福祉協議会主催の会、子どもの家等に訪問しておはなし会、ブックトークなどを行う。	中央図書館、教育指導課、保育課、青少年課、各小学校
1-4-4	図書館見学・調べ学習・キャリア相談	学校等が実施する施設見学、調べ学習、キャリア相談に対応する。	中央図書館、各小中学校、各高等学校
1-4-5	中学生・高校生向けイベントの充実	おすすめ本の紹介パネル作成等、参加型イベントの企画	中央図書館、中高等学校
1-4-6	子どもスポーツの充実	就学前の子どものスポーツへのきっかけづくりと指導を行う。	スポーツ課
1-4-7	企業とのパートナーシップ事業	徳洲会スポーツセンターの施設で徳洲会体操クラブのコーチによる「子どもの体操教室」の実施	スポーツ課
1-4-8	講師派遣指導の実施	職員が保育園等に出向き、遊びを通して体育指導を行う。	スポーツ課
1-4-9	青少年健全育成活動	青少年の健全な育成を図るため、凧揚げ・キャンプなど様々な活動を行う。	青少年指導員連絡協議会

No.	事業名	事業内容	実施課等
1-4-10	全国中学生人権作文コンテスト	法務局及び人権擁護委員会の主催で、次代を担う中学生が、人権尊重の重要性・必要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的としている。	人権・男女共同参画課、人権擁護委員会
1-4-11	青少年健全育成推進街頭キャンペーン	市内県立高校と共催した鎌倉駅や大船駅周辺で非行防止・薬物追放等を訴えるキャンペーンの実施	青少年課
1-4-12	★他人を思いやることの大切さを学習する機会の提供	講演会等の開催（実施を検討）	青少年課
1-4-13	青少年会館自主事業	青少年会館を会場に、乳幼児とその保護者から中・高校生までを対象にして、リトミック、料理教室、ベビー・ヨガ、科学教室、習字教室、クラフト・ワークなど多様な講座を開催する。	青少年課
1-4-14	ふれあいフェスティバルの開催	障害のある人もない人もともにふれあうイベントを、毎年12月の障害者週間にあわせて開催する。	障害者福祉課
1-4-15	夏休み親子下水道教室の開催	下水道教室を開催し、下水道の仕組みや歴史、水質実験などを通して下水道事業への理解を深める。	浄化センター

★印 新規事業

ふかさわ夏祭り



デイキャンプ



目標 2 人と人とのつながりの中で、社会の担い手となるための社会性と主体性を育てよう

主要な取組 2-1 子ども・若者の育成につながる子育て支援策の充実

現状と課題

子育てにおける孤立感や、子育てに対する負担感の増大による育児不安が指摘されており、すべての子育て家庭に対する子育て支援策の充実が求められています。

鎌倉市では、すでに子育て支援センターやファミリーサポートセンター事業が行なわれ、民生委員児童委員や主任児童委員などによる活動も行われています。

子ども・若者の健全な育成のためには、いわゆる子育て期が大切であり、就学前の幼児期を含めた子育て支援策の充実を図ります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
2-1-1	地域の中での子育て支援事業(市民団体活動事業)	地域における「心豊かな子育て、親育ち」を一人ひとりにできることでつなぎ、家族応援、支援の輪を広げる。	NPO 法人かまくらキッズ・ママ
2-1-2	学校における食育の推進	学校の教育活動全体を通して行う健康教育の一環として、児童生徒に食に関する知識を与えるだけでなく、望ましい食習慣の形成に結びつく実践力を育成する。また、家庭や地域と連携し、食生活・栄養に関する正しい知識の普及に努める。	教育指導課、学務課
2-1-3	子育て支援行事等の開催(市民団体活動事業)	子育て中の母親のリフレッシュや交流を図り、自分を見つめ直す機会としての講座を企画・運営する。 「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに日頃、触れる機会のない工具や火などを使って遊ぶ。市の委託事業である「一日冒険遊び場」については、常設の「冒険遊び場」を目指す。	かまくら子育て支援グループ懇談会
2-1-4	つどいの広場事業	子育て支援センターのない地域に、主に乳幼児(特に0～3歳)を持つ子育て中の親子の交流、つどいの場を提供する。	こどもみらい課
2-1-5	放課後子ども教室推進事業	稲村ヶ崎小学校において同小学校児童を対象に安全で安心な放課後の子どもの居場所づくりを目指す。	生涯学習課

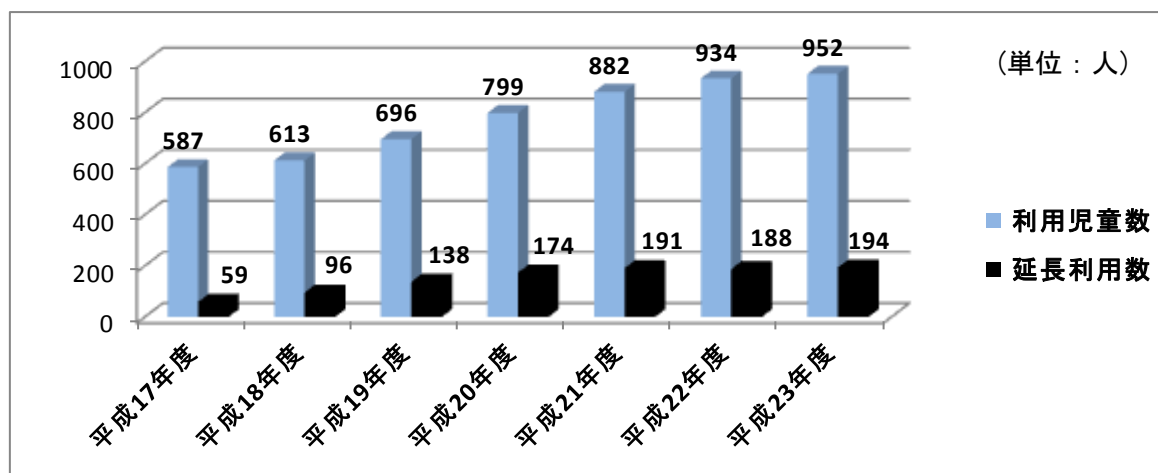
No.	事業名	事業内容	実施課等
2-1-6	子ども会館・子どもの家における健全育成	放課後児童健全育成事業としての子どもの家の運営と地域の子育て及び子どもの遊び場の拠点としての子ども会館の運営	青少年課
2-1-7	子育て親子講座事業(きらきらサロン)	子ども会館を会場に、主に乳幼児を持つ子育て中の親子を対象として、しつけ、遊びや食育などの子育てに役立つ講座等を開催する。	青少年課

子どもの家入所状況（16施設）

（単位：人）

子どもの家入所者数等一覧（平成17年度～23年度）4月1日現在

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用児童数	587	613	696	799	882	934	952
延長利用数	59	96	138	174	191	188	194
利用児童増加率		4.43	13.54	14.80	10.39	5.90	1.93



主要な取組 2-2 地域との連携による子ども・若者の育成

現状と課題

各小中学校では教育懇談会などを開催し、保護者や地域の青少年指導員との連携を図っています。また、学校へ行こう週間を設定するなど学校を知ってもらう取組を行っています。学校の現状を把握し、地域で子どもを見守り育成することは大変重要であり、これらの取組を継続し充実させる必要があります。

また、地域でのボランティア活動や職業体験などにより、子ども・若者が社会を知り社会に参加していくことも重要であり、これらの取組を推進させる必要があります。あわせて地域の教育力を高める取組を継続させる必要があります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
2-2-1	地域での教育懇談（話）会	学校区での教育懇談（話）会を開催し、小中学校教員代表と PTA 役員、青少年指導員等が地域と学校の在り方等を話し合う。	各小中学校（未実施校あり）
2-2-2	学校へ行こう週間	保護者や市民の方々が、学校を訪問し児童生徒の活動を参観できるように、「学校へ行こう週間」を設定する。	教育指導課、各小中学校
2-2-3	★ボランティア活動等地域での社会参加活動の推進	青少年に対するボランティア活動の情報提供（実施を検討）	青少年課
2-2-4	子ども会事業への支援	地域の子ども会組織への補助	青少年課
2-2-5	かまくら子ども議会の開催	鎌倉市内にある国立・公立・私立の各学校長が推薦する児童、生徒各2名による市議会の模擬体験（小・中学生を毎年交互に替えて実施）	教育指導課
2-2-6	★ボランティア活動や職業体験などにより、具体的に社会を知るプログラムの推進	様々な仕事を体験できるイベント等の検討（実施を検討）	青少年課、関係各課
2-2-7	★青少年が体験的に地域の社会活動に参加できる機会の提供	ボランティア協議会等を通じての青少年へのボランティア活動の斡旋（実施を検討）	青少年課、関係各課

★印 新規事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
2-2-8	★青少年ボランティアが活動しやすい環境の整備	一般市民への情報の提供と周知（実施を検討）	関係各課
2-2-9	家庭・地域の教育力活性化事業	家庭・地域の教育力を高めるために、子育てや教育に関するテーマの講演会等の企画を鎌倉市PTA連絡協議会に委託する。	生涯学習課

★印 新規事業

主要な取組 2-3 環境教育の推進

現状と課題

世界的に二酸化炭素の排出を主な原因とした温暖化による気候変動が大きな問題となっており、鎌倉市においてもごみの発生抑制及び減量、資源化が緊急の課題となっているところです。

資源の大切さを理解してもらい、環境保全の重要性への理解を深めてもらうため、環境教育をはじめとして様々な取組を実施しており、これらを継続させ、さらに充実させる必要があります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
2-3-1	環境教育の実施	市内保育園、幼稚園や小中学校の児童生徒を対象に、ごみの発生抑制及び減量、資源化のための啓発を行う。	資源循環課
2-3-2	夏休み子ども向け環境学習会の実施	市内業者や保全団体の協力を得て、夏休み子ども向け環境学習会を開催する。	環境政策課
2-3-3	酸性雨調査の実施	観測調査の体験を通じて大気環境の実態を学習し、大気保全の重要性を意識する。	環境保全課
2-3-4	水生生物調査の実施	河川の水生生物調査を実施し、河川の汚濁状況を見る。	環境保全課
2-3-5	環境教育素材の提供	地球温暖化対策普及啓発として、パンフレット・小冊子等を配布する。	環境政策課
2-3-6	市職員等による出前講座の実施	市職員等が講師となり、環境出前講座を開催する。	環境政策課
2-3-7	環境教育アドバイザーの派遣	環境教育アドバイザー派遣制度により、環境教育アドバイザーを派遣する。	環境政策課
2-3-8	環境教育の推進	鎌倉市環境教育推進計画を推進する。	環境政策課、関係各課

主要な取組 2-4 青少年育成団体への支援と連携

現状と課題

青少年指導員とジュニアリーダーの協力により、鎌倉市の子ども・若者の健全育成事業が実施されています。

青少年指導員とジュニアリーダーの資質の向上を目的とした研修会を継続して開催していく必要があります。

また、子ども・若者の健全育成を担っているNPO法人との協力・連携は今後ますます重要となります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
2-4-1	青少年指導員の育成支援	青少年指導員の資質の向上を目指した研修等の開催	青少年課
2-4-2	青少年活動のリーダー講習会	ジュニアリーダーの資質の向上を目指した研修等の開催	青少年課
2-4-3	てらハウス事業 (市民団体活動事業)	商業ビルの空き店舗に、子ども・保護者・学生ボランティア・地域ボランティアが集い“本気”で学び、遊び、語り合う居場所を作る。そのようにして過ごす時間から子ども自身が「やりたい」と思うことを発見し、スタッフの力添えを得ながら自分の力で実現することを目指す。	NPO 法人鎌倉てらこや
2-4-4	★青少年の自主的活動グループの育成と一般の青少年との連帯の強化	一般青少年へのジュニアリーダー活動の紹介・周知とふれあいの場の設置（実施を検討）	青少年課

青少年指導員研修会実績

★印 新規事業

例年、次のような内容の研修会等を行っています。

- ・ 恒例となっている凧揚げ大会に備えた凧作り研修会
- ・ 青少年の健全育成の先進事例等の講演会の開催
- ・ 青少年とふれあい、心を通わせるためのゲーム研修会
- ・ 野外体験研修会



主要な取組 2-5 世代間交流の推進

現状と課題

小学生と保育園児・幼稚園児あるいは中高生と保育園児・幼稚園児というように、違う年代の子ども・若者同士の交流や、小学生の講座の発表会に高齢者を招いたり、高齢者から小学生が囲碁を学ぶなど、他の世代との交流が行われています。

核家族化が進行して高齢者と普段接することがない家族も多く、少子化により兄弟・姉妹のいない子ども・若者も多いものと考えられます。世代間の考え方の違いを知り、お年寄りの知識に触れ、視野を広げることは重要です。

今後とも世代間交流の推進を継続します。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
2-5-1	小学生と保育園児・幼稚園児の交流	小学校への訪問 総合的な学習の時間や体験学習や家庭科の授業等各小学校に、幼保小交流担当者を配置し、幼稚園、保育園、小学校の交流を推進	保育課、各小学校、教育センター
2-5-2	中学生・高校生と保育園児・幼稚園児の交流	職業体験の受入れ	保育課、各中学校、各高等学校（一部未実施あり）
2-5-3	青少年理解の推進、異世代間の対話・交流の促進	懇談会開催の検討、ジュニアリーダーと青少年指導員が連携したイベントの開催（拡大を検討）	青少年課
2-5-4	世代間交流	保育園児や小学生による小学校、障害者施設、老人ホームへの訪問	保育課、各小学校、青少年課

主要な取組 2-6 思春期対策の充実

現状と課題

思春期は、成長の過程において心と体のバランスが非常に難しい時期であることから、それを理解するため、保護者や教師を対象に研修会等を行っています。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
2-6-1	親に対する思春期理解への支援	思春期講演会等	教育指導課、市民健康課
2-6-2	思春期の児童・生徒理解研修会の充実	教員の実践力向上	教育センター
2-6-3	学校における思春期教育の充実	保健の授業や学級指導等を通して、思春期教育の充実を図る。	各小中学校

主要な取組 2-7 青少年の居場所作りの検討

現状と課題

鎌倉市には、鎌倉青少年会館と玉縄青少年会館があり、いずれにもロビーがありますが、小中学生の利用時間は 17 時までであり、夜間に若者たちが利用できる状況ではありません。

気軽に集え、相談もできる若者の居場所作りについて、先進都市の事例を研究し、ルール作りや運営方法について調査をし、実現の可能性について検討を進めます。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
2-7-1	★若者たちが育ち合う場の創設	青少年会館をはじめとした公的施設での青少年が気軽に集える居場所づくり（実施を検討）	関係各課

★印 新規事業



二階堂子ども会館・子どもの家



玉縄青少年会館ロビー

目標3 鎌倉の自然・歴史・文化とかかわりながら、 鎌倉を愛する心を育てよう

主要な取組 3-1 鎌倉での様々な体験による郷土愛の育成

現状と課題

鎌倉市では豊かな自然を活用したスポーツ体験や、鎌倉の貴重な景観を体験する取組により、子ども・若者が鎌倉の素晴らしさを理解し、郷土への愛着を持ってもらうよう努めています。

これらの取組を継続して行います。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
3-1-1	鎌倉の自然を活かした世代間交流	材木座地区社会福祉協議会の高齢者が見守り、材木座海岸で子どもの基礎体力づくり「砂浜でかけっ子」を実施	スポーツ課
3-1-2	遊びを通して運動のきっかけづくり	鎌倉中央公園で四季折々の自然を感じながら、基礎体力づくり「山野でかけっ子」を実施	スポーツ課
3-1-3	鎌倉の歴史や自然を活かしたスポーツの活性化	武道一日体験教室やマリンスポーツ体験教室等を行う。	スポーツ課
3-1-4	親子景観セミナー	子どもたちとその保護者を対象に、鎌倉らしい景観をつくり出している風景や建物等を講師の説明を聞きながら見学する。	都市景観課
3-1-5	景観出前講座	学校や団体等を対象に、良好な景観やまちづくりを進めるために、出前講座を実施する。	都市景観課



長谷子ども会館(鎌倉市景観重要建築物)

主要な取組 3-2 鎌倉の歴史・文化を学習することによる郷土愛の育成 現状と課題

武家政権が誕生した地として、深い歴史と豊かな文化を有する鎌倉においては、「かまくら子ども風土記」の編さんをはじめ、歴史や文化を知るための様々な取組が行われています。子ども・若者が鎌倉で成長することに誇りを持ち、自信とするためには、これらの取組は非常に重要であり、継続して推進を図ります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
3-2-1	かまくら子ども風土記	鎌倉の歴史・地理・文化・産業や寺社の縁起、地域の伝説等をまとめた「かまくら子ども風土記」を発行	教育センター
3-2-2	中学生世界遺産作文コンクール	市内中学生を対象とした世界遺産に関する作文コンクールの実施	青少年指導員連絡協議会、青少年課
3-2-3	緑のレンジャー（ジュニア）の育成	市民との連携推進の一環として、豊かな丘陵の樹林地を管理する緑のレンジャーを育成する。	みどり課
3-2-4	緑のポスターコンクール	緑化意識の高揚の一環として、小学4～6年生及び中学生を対象に、緑に関するポスターコンクールを実施する。	みどり課
3-2-5	理科・社会科の副読本による郷土学習	「かまくら」「私たちの鎌倉」「鎌倉の自然」を副読本とした鎌倉市の地理・社会現象・文化・歴史の学習	教育センター、各小中学校
3-2-6	鎌倉の歴史・文化を学習し、鎌倉への愛着と誇りを醸成する機会の提供	かまくら子ども風土記、体験学習、青少年会館自主講座、郷土芸能大会	教育センター、青少年課、各小中学校、文化財課
3-2-7	まちの美化を考えるポスター作品コンクールの実施	市内中学生を対象としたまちの美化に関するポスター作品コンクールの実施	環境保全課

鶴岡八幡宮



源平池



目標4 子どもと共に、大人も成長しよう

主要な取組 4-1 児童虐待防止のための施策の推進

現状と課題

鎌倉市では要保護児童対策地域協議会を設置して虐待の危険がある児童あるいはその保護者、家庭に対して関係する部署や機関が連携して対処する体制を整えており、死亡事例など重大な事案は発生していません。

しかしながら、早期の発見と予防が大切であり、虐待防止の啓発や相談体制の充実を引き続き行っていく必要があります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
4-1-1	児童虐待防止の啓発	広報紙、ホームページにより、児童虐待に関する窓口としてこどもと家庭の相談室を周知する。 イベント等に参加し、児童虐待防止を啓発する。 関係機関の会議等に参加し、児童虐待防止の啓発と早期発見の対応を依頼する。	こども相談課、人権・男女共同参画課、人権擁護委員会
4-1-2	児童虐待の未然防止策の充実	こどもと家庭の相談室及び子育て支援センター等による育児相談の充実及び養育支援訪問事業の実施により安定した養育環境を作り、未然防止を図る。	こども相談課
4-1-3	児童虐待防止ネットワーク組織の充実	福祉・保健・医療・教育・警察など児童に関わる関係機関による要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し、連携と対応を図る。	こども相談課
4-1-4	虐待の早期発見と予防	乳児家庭全戸訪問事業及びハイリスク妊婦も含めた養育支援訪問事業等の実施	市民健康課



主要な取組4-2 大人の教育力や大人自身を成長させるための 施策の推進

現状と課題

内閣府作成の青少年白書（平成 20 年版）によれば、父親の子どもとの接触時間の減少と父親の帰宅時間の遅れが進んでおり、家庭の教育力の低下につながっていると思われます。また、同書によれば、地域においても個人主義の浸透によって、地域の教育力が以前に比べ低下したと感じている人が半数以上となっています。

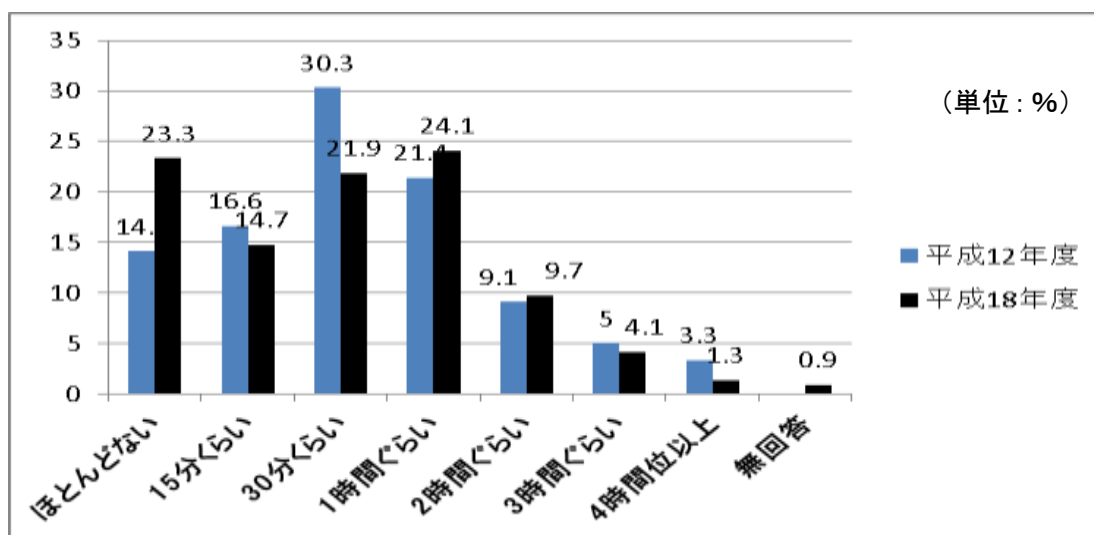
このような状況を踏まえ鎌倉市では、家庭と地域の教育力活性化セミナーを開催するとともに、新たに大人自身の意識改革に向けた啓発活動を推進することと、地域で子ども・若者を支える青少年指導員等の青少年育成団体との連携をさらに深めることを検討します。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
4-2-1	家庭と地域の教育力活性化セミナー	家庭と地域の教育力を高めるため、様々なテーマで講演会や講習会を開催する。	市 P T A 連絡協議会、生涯学習課
4-2-2	★大人自身の意識改革に向けた啓発活動の推進	大人自身の意識改革を進めるための講座や討論会等の開催（実施を検討）	青少年課
4-2-3	★青少年を支える大人たちの地域活動への支援	青少年指導員等の青少年育成団体との連携の強化と支援策の充実（実施を検討）	青少年課
4-2-4	発達障害の市民への啓発	子どもの発達・発育に対する理解と意識の向上を図るため、研修会や講演会の開催などを通し、市民への理解・啓発に努める。	発達支援室

★印 新規事業

平日の親子の接触時間（父親）平成 20 年版青少年白書から



目標5 気軽に相談でき、支援を受けられ、 安全安心に暮らせるまちにしよう

主要な取組 5-1 相談体制の充実

現状と課題

既に鎌倉市では、子ども・若者の年齢や置かれている状況に応じて様々な相談を実施し、充実した体制を整えています。

更に、相談事業の周知の徹底を図りつつ、関係部署や機関と連携して、より気軽に安心して相談のできる体制の充実を図っていきます。

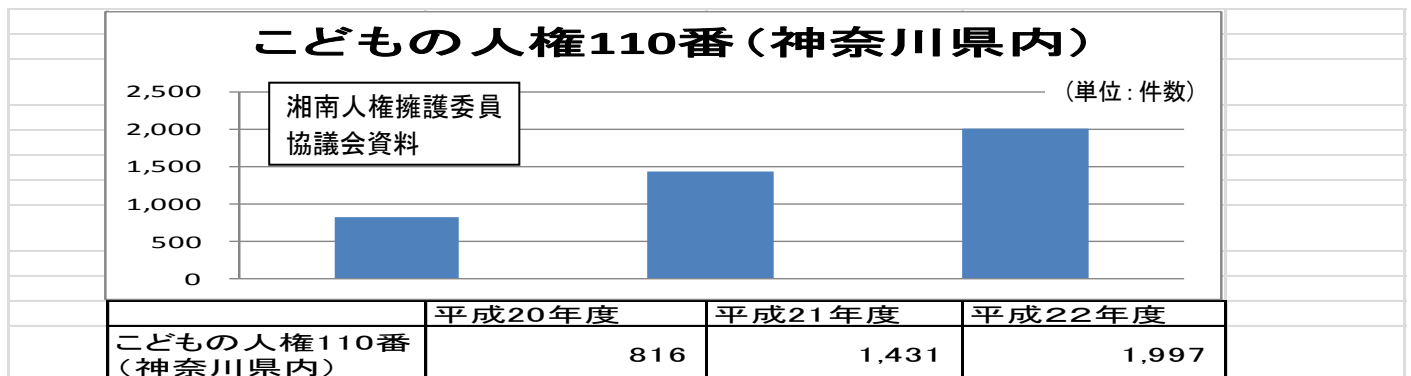
また、教育センターの相談における不登校の件数が増加している現状があります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-1-1	相談ポスト	相談ポストを各小中学校に設置し、児童・生徒の悩み等に対応できる体制づくりに努める。	各小中学校
5-1-2	校内における教育相談	児童生徒又はその保護者などからの相談を受け、望ましいあり方について指導・助言	各小中学校
5-1-3	学校課題解決研修会	各学校の希望に対応し、児童・生徒の課題を解決するための研修会を実施	教育センター
5-1-4	心のふれあい相談員	各小学校に配置しており、いじめや不登校の早期発見や悩みをもつ児童の相談に応じる。	教育センター
5-1-5	スクールカウンセラーによる相談	各中学校に配置されているスクールカウンセラー(県事業)が、中学校区の小学校の相談も受ける。	教育センター
5-1-6	市長への手紙(子ども版)の設置	青少年会館及び子ども会館、市内小中学校等における市長への手紙の設置	市民相談課、各小中学校、青少年課、こどもみらい課
5-1-7	子どもの相談機関紹介カードの配布	「いじめ」「虐待」「学校のトラブル」で悩んでいる子どもへ相談機関を紹介するカードを配布する。	人権・男女共同参画課、人権擁護委員会
5-1-8	子どもの人権相談員による相談	横浜地方法務局及び人権擁護委員会にて、専用電話を設置して相談に応じる。 SOSミニレターを小中学校に配布する。	人権擁護委員会
5-1-9	思春期相談体制の充実	スクールカウンセラー、相談員、メンタルフレンドの配置の充実	教育センター

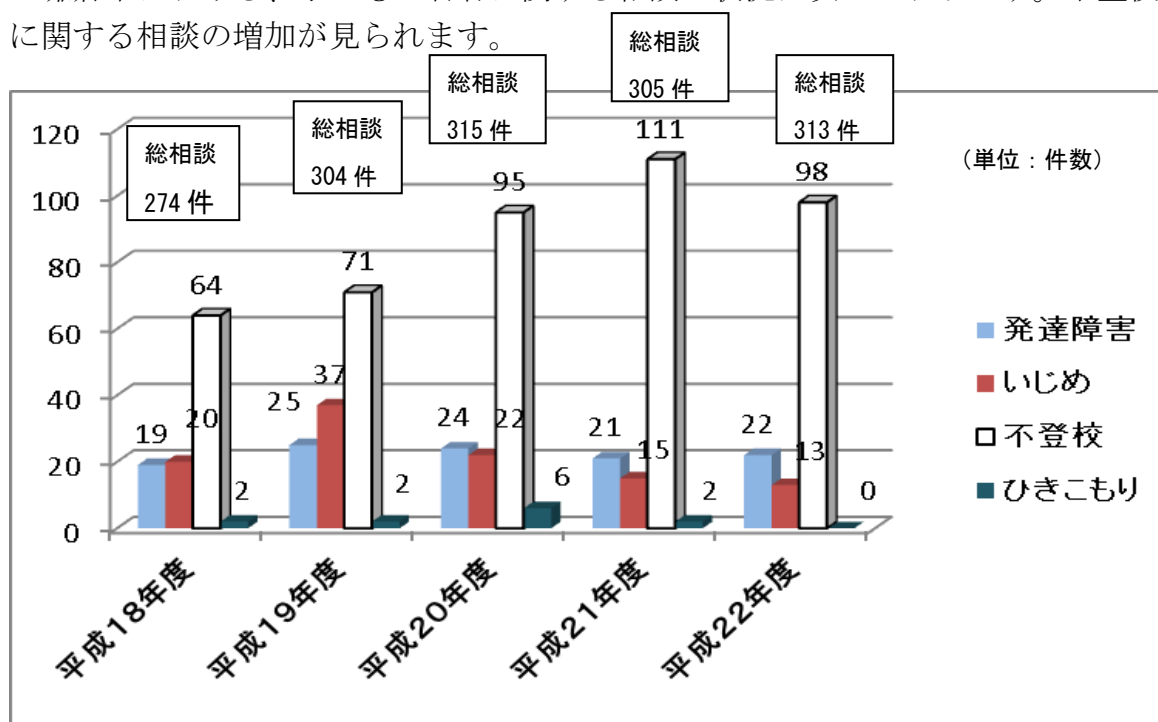
No.	事業名	事業内容	実施課等
5-1-10	こどもと家庭の相談室の充実	誰でも気軽に相談できるように毎週水曜日19時までの夜間や月1回土曜日にも相談窓口を開設し、相談体制の充実を図る。	こども相談課
5-1-11	相談体制の推進	特別な支援を必要とする子どもとその家族を対象に、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・小児神経科医師・児童指導員・保育士などが関係機関と連携を図りながら相談・支援を実施する。	発達支援室
5-1-12	学齢児療育相談	スタッフの派遣協力	教育指導課
5-1-13	特別な支援を必要とする児童生徒の就学相談	特別な配慮を必要とする児童の特性等を把握することに努め、教育的ニーズにあった就学先を決められるように相談を行う。	教育指導課
5-1-14	教育相談事業の充実	小学校への心のふれあい相談員の配置 相談関連職員の連絡会開催	教育センター
5-1-15	開かれた相談体制の充実	年度当初、市立小中学校保護者全員、市内私立学校、幼稚園、保育園に相談室チラシを配布し周知 市立小中学校全教員に相談体制・内容についてのチラシを配布し周知	教育センター
5-1-16	医療・福祉などの専門家による不登校・いじめ相談の充実	保健福祉事務所、児童相談所、県立特別支援学校地域支援担当等との連携 心理専門の教育相談の実施、及び精神科医師・心理スーパーバイザーを配置 またスクールソーシャルワーカー（県事業）の派遣	教育センター、 教育指導課
5-1-17	巡回相談事業	保育園や幼稚園の依頼により、各機関を訪問し、子どもの言語発達、運動発達、社会性の発達などに関する相談、助言を行う。	発達支援室

こどもの人権110番



教育センター相談状況

鎌倉市における、子ども・若者に関する相談の状況は次のとおりです。不登校に関する相談の増加が見られます。



主要な取組 5-2 支援体制の充実

現状と課題

相談体制と同様に鎌倉市では、子ども・若者の年齢や置かれている状況に応じて様々な支援策を実施し、充実した支援体制を整えています。

しかしながら、ニート・ひきこもりの状態にある子ども・若者については、その実態がつかみづらいという難しさがあります。平成22年に鎌倉市内に開設された、就労支援を行う「湘南・横浜若者サポートステーション」との連携が重要です。

また、経済状況の悪化により、経済的な援助を求める声が高まっており、今後の課題となっています。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-2-1	学級支援員	特別な支援を必要とする児童生徒の安全確保のため、必要な場面に派遣	教育指導課
5-2-2	各種補助員・学級介助員の派遣	通常学級における車椅子使用児童や難病の児童生徒の安全確保、特別支援学級での支援のために配置	教育指導課
5-2-3	民生委員・児童委員事業	主任児童委員を中心に、地域で気になる家庭への見守りや、子育てサロンの開催、身近な相談相手として各種行政機関等へのパイプ役を担う。	福祉政策課

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-2-4	就学援助事業	経済的理由により就学困難な市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費などの就学援助を行う。	学務課
5-2-5	就学援助金	経済的理由により、高等学校等への就学が困難な生徒の保護者に対し、所定の要件を満たす者に就学援助金を支給する。	学務課
5-2-6	いじめや不登校対策の充実(居場所の確保も含む)	青少年会館をはじめとした公的施設での居場所づくりや、気軽に相談できる体制の充実 「不登校の予防と早期対応ハンドブック」を発行し、市立小中学校全教員、関連職員に配布 関連課、諸機関、NPO、民間団体、フリースクール等と連携し、対策の充実を図る。	関係各課
5-2-7	特別支援学級	特別支援学級で、個々の障害や特性に応じた教育を行う。	教育指導課
5-2-8	不登校・ひきこもりの青少年の社会参加機会の拡大	NPOや民間団体、フリースクール等との連携	教育センター、関係各団体
5-2-9	ひとり親家庭等児童の大学進学支度金	ひとり親家庭の子どもが大学進学するに当たり、支度金を交付する。	こども相談課
5-2-10	遺児卒業祝金	遺児が中学校等を卒業するに当たり、祝金を交付する。	こども相談課
5-2-11	求職カウンセリング事業	ニート・フリーター状態にある方を含めた就労希望者への個別相談を実施する。	市民活動課
5-2-12	★サポート機関との連携の充実	就労に悩みを持つ者の相談施設としての若者サポートステーションとの連携(実施を検討)	市民活動課、青少年課
5-2-13	公的施設での雇用拡大	障害者の自立とノーマライゼーション推進の観点から、身体障害者を対象とした採用試験を実施するなど公的施設での障害者の雇用促進に努める。また、職場体験実習なども行う。	職員課、障害者福祉課
5-2-14	障害者雇用連絡会	藤沢ハローワーク・横須賀就労援助センター主催で、障害者雇用の促進について情報共有・交換を図っている。	職業安定所、就労援助センター、障害者福祉課

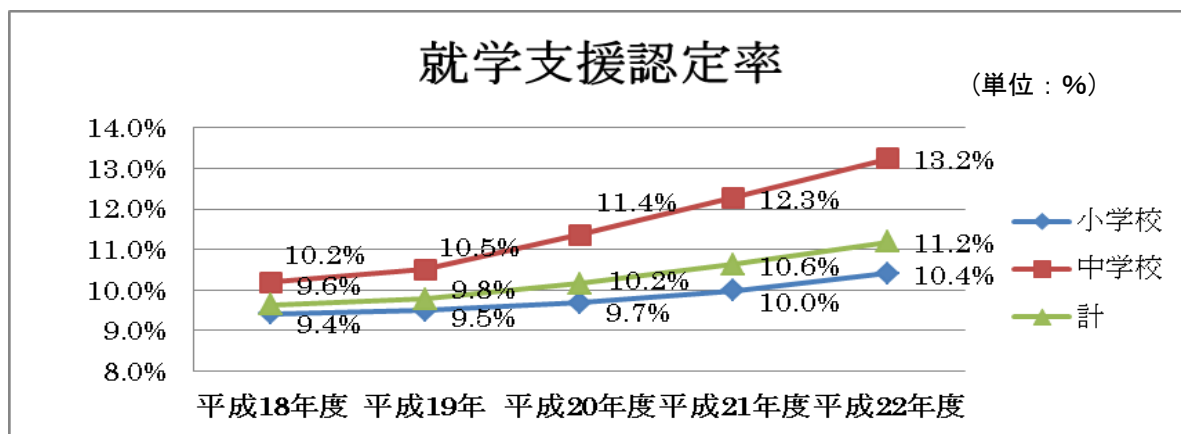
★印 新規事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-2-15	障害児の子ども の家への受け入れ	医師の看護や治療行為が常に必要な児童を除いた障害のある児童を子どもの家へ受け入れる。	青少年課
5-2-16	5歳児すこやか 相談	発達障害を含む特別な支援が必要な子どもの早期発見と支援を目的とする「5歳児すこやか相談」を実施する。	発達支援室
5-2-17	発達支援システム ネットワークの 推進	関係各課及び機関を横断的に組織化し、市内に居住する発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもとその家族に対し、ライフステージに対応する一貫した継続的支援を実施する。	発達支援室
5-2-18	発達支援指導	言語機能、運動発達、知的発達などに支援が必要な子どもに対する言語指導、リハビリ指導、発達指導の充実に努める。	発達支援室
5-2-19	障害児放課後・余 暇支援	障害のある子どものいる家族の一時的介護負担軽減と、障害のある子どもが放課後等の活動を行う事業の充実に努める。	発達支援室
5-2-20	知的障害児通園 支援	発達（知的発達や運動発達）につまづきのある、概ね2歳からの幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣や情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者に対しても必要な支援を行う。	発達支援室
5-2-21	ニート・フリーター への正職員を 中心とした就労 情報の充実	ニート・フリーター状態にある方を含めた就労希望者への求人情報（ハローワーク藤沢作成）を提供する。	市民活動課
5-2-22	障害者雇用奨励 金制度	障害者を雇用する事業主に対し、奨励金を支給している。（一定条件あり）	障害者福祉課

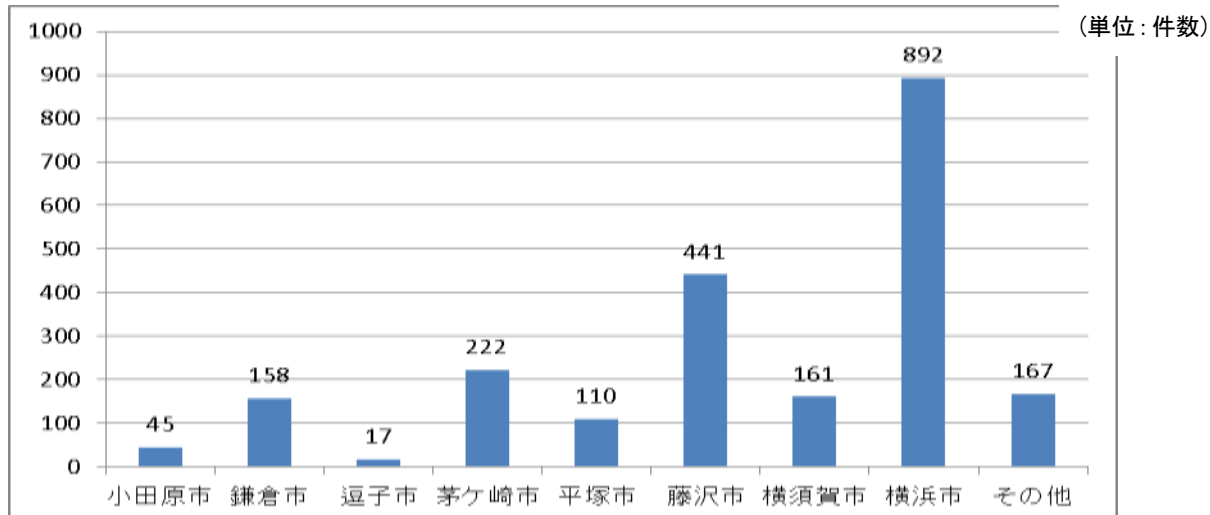
就学援助実績

認定者数

	平成18年度	平成19年	平成20年度	平成21年度	平成22年度
小学校	9.4%	9.5%	9.7%	10.0%	10.4%
中学校	10.2%	10.5%	11.4%	12.3%	13.2%
計	9.6%	9.8%	10.2%	10.6%	11.2%



湘南・横浜若者サポートステーション地域別利用実績 (H22. 6 ~ H23. 3)



主要な取組 5-3 安全安心対策の充実

現状と課題

近年、小学生に対する凶悪事件が発生し、防犯面での施策の充実が求められ、市立小学校への警備員の配置や子育て支援施設への子ども安全パトロールが実施されています。また子ども関連施設での交通安全教室や防犯安全面での対策も講じられているところです。

防犯については、地域との連携が図られ、協議会が設置され情報の共有化と定期的な協議が行われようとしています。

各施策の効率性を検証しつつ、より有効なあり方を検討のうえ、安全安心対策の充実を図る必要があります。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-3-1	学校警備員の配置	児童の登下校時の安全確保と校内への不審者の侵入を未然に防ぐため、市立小学校16校に学校警備員を配置する。	学校施設課
5-3-2	普通救命講習	子ども会館・子どもの家の指導員等に対して、AEDの操作も含めた普通救命講習を実施する。	鎌倉消防署、大船消防署
5-3-3	児童安全指導(旧CAP事業)	全小学校1・2年生を対象に子どもへの暴力防止のための安全指導を実施する。	教育指導課
5-3-4	交通安全教室の充実	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、道路の正しい歩き方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図る。	交通政策課
5-3-5	地域巡回パトロール	青色回転灯付きパトロールカーにより、子育て支援施設を中心に、その周辺地域のパトロールを行う。	安全安心推進課
5-3-6	関係機関、団体との協議会設立	定期的な情報の共有化、防犯対策の協議等を行うため、市民、防犯関係団体、企業、学校、幼稚園、PTAなどで構成する協議会を設置する。	安全安心推進課
5-3-7	防犯体制の充実	防犯アドバイザーを設置する。また、地域・学校・高齢者施設等において防犯アドバイザーによる防犯講習会等を開催する。	安全安心推進課
5-3-8	保護者と地域の連携による防犯活動の推進	保護者や地域、学校、警察などが連携し、「子ども110番の家の設置」や「パトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進する。	安全安心推進課、教育指導課

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-3-9	防犯教室の開催	子ども関連施設において、不審者侵入を想定した防犯教室や避難訓練を実施する。	教育指導課、安全安心推進課、青少年課、保育課
5-3-10	スクールゾーンの安全対策	スクールゾーン・通学路の交通安全対策を図るために設立し、交通管理者（警察）、道路管理者（県・市）、教育関係者等の関係機関で組織されている鎌倉市スクールゾーン等交通安全対策協議会での検討を基に、効果的かつ効率的な交通安全対策を推進する。	交通政策課

主要な取組 5-4 健全育成の環境整備

現状と課題

市内の中学校や高等学校及び警察との連携を図りつつ、青少年育成街頭指導を定期的に行うほか、書店等における有害図書の陳列調査やカラオケ店等における施設内容を調査し県へ報告しているところです。引き続き子ども・若者に対する非行防止対策により健全育成の環境整備を行います。

また、神奈川県青少年保護育成条例を改正する条例が平成 22 年 10 月 22 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日に施行されました。その主な改正点は次のとおりです。①基本理念、関係者の責務の策定、②保護者同伴による深夜外出の制限（小さな子どもを連れて深夜の繁華街で行動する保護者が増えています。）③個室営業施設に係る制限（風営法等の規制を免れる新たな営業が次々現れ、青少年が性的被害に遭う事件が発生しています。）④携帯電話インターネットの利用に伴う弊害の防止（18 歳未満の青少年が携帯電話のフィルタリングを解除する時は、保護者が書面で止むを得ない理由を提出しなければなりません。）

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-4-1	学校と警察の連携の強化	児童生徒の非行化防止、健全育成を図る警察と連携した「学校・警察連絡協議会（学警連）」を組織	教育指導課
5-4-2	青少年育成街頭指導	青少年を健全に育成するための指導員による街頭のパトロール	青少年課
5-4-3	有害環境調査の実施	コンビニ等における有害図書の陳列調査やカラオケ店等に対する施設の調査	青少年課

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-4-4	携帯電話・インターネットの弊害を防止するルールの作成	青少年の携帯電話は原則としてフィルタリングを解除できない。 事業者は、理由書の提出がなければフィルタリングを解除できない。	青少年課、県（条例改正）
5-4-5	青少年をねらう犯罪への対策の推進	個室性が強く、青少年に有害な営業を行っている店舗を、知事が有害な店舗として指定し、青少年を立ち入らせたり、客に接する業務に従事させたりできないよう規制する。	青少年課、県（条例改正）

青少年街頭指導事業

- ・各中学校区単位での市民、中学校教諭、青少年課による街頭パトロール
- ・主に5・6月に実施する大船駅周辺の繁華街でのゲームセンター、カラオケ店、マンガ喫茶等への立入りを中心とした街頭指導
- ・鎌倉警察署、大船警察署と合同で行う駅周辺や海浜での街頭パトロール（パチンコ店への立入りを行う。）



県民2,000人WEB調査（平成22年1月神奈川県青少年課実施）

単位：%

深夜に、青少年が外出したり、小さな子供を連れた保護者がカラオケ店や居酒屋などにいるのを見かけたことがありますか。	よく見かける	時々見かける	あまり見かけない	見かけたことはない	わからない
青少年の深夜外出	25.7	47.2	12.3	4.7	10.2
小さな子どもを連れた保護者の深夜外出	15.4	47.0	20.0	6.9	10.7

主要な取組 5-5 基本的人権の尊重

現状と課題

日本は子どもの基本的人権を国際的に保護するために定められた「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を平成6年に批准しています。しかしながら、平成22年6月に日本政府は多岐にわたり、国連「子どもの権利委員会」から、勧告・提案を受けている状況です。

鎌倉市は子ども・若者の育成においても、基本的人権の尊重を徹底します。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-5-1	子どもの権利の尊重	子どもの権利条約の批准国であることを踏まえ、子どもの権利の尊重の重要性を認識したうえでの施策の実施	関係各課
5-5-2	子どもの権利条約の周知	子どもの人権の擁護を進めるために「子どもの権利条約」の周知・啓発を図る。	人権・男女共同参画課、教育指導課

主要な取組 5-6 公園等の基本的な生活環境の整備

現状と課題

学校施設の耐震化を進め、小学校の余裕教室の子どもの家への転用など有効活用を図り、児童にとって安全で過ごしやすい環境を整備しています。

また、公園等については、自然環境の保全、活用を基調として、整備・充実を進め、子どもたちが運動や遊びができるよう児童公園等の身近な場所への設置に取り組めます。

取組事業

No.	事業名	事業内容	実施課等
5-6-1	安全で快適な学校教育環境の整備	学校施設整備計画の内容に沿った事業を推進	学校施設課
5-6-2	余裕教室の活用	現在、児童・生徒数の増加により開放可能な教室がないため、今後の状況を見ながら検討する。	学校施設課
5-6-3	公園・緑地の整備促進	自然環境の保全、活用を基調に、健康づくり、ふれあいや憩いの場づくりとして、公園・緑地を整備・充実する。	公園海浜課
5-6-4	街区公園等の設置	子どもたちが、戸外でのびのびと運動や遊びができるよう、街区公園、児童公園等の身近な場所への設置に向けて取り組む。	公園海浜課



鎌倉中央公園

2 特に重要な取組

次の取組については、子ども・若者の育成推進のため重要であり、積極的に取り組んでいきます。

○青少年の居場所づくり

青少年の誰もが気軽に立ち寄ることができ、仲間とおしゃべりしたり、ゲームをしたり、自由な時間を過ごせる場所が求められています。

先進都市での成功事例等を参考に、既存の青少年会館の利用方法やレイアウトを工夫し、施設を利用する地域の高齢者との連携も視野に入れつつ、青少年の居場所づくりに努めます。モデル事業化して、市内各所に拡大することも検討します。

○支援体制の充実（困難に直面する子ども・若者が対象）

障害、発達障害、不登校、ひきこもり、ニートなど様々な困難に直面している子ども・若者に対して、様々な支援対策を実施していますが、さらなる相談体制の充実が求められています。

子ども・若者の求めているニーズを的確に捉え、より実態に即した対策が必要です。各相談窓口の連携を深め、情報を共有することも重要です。これらにより困難に直面している子ども・若者が社会に受け入れられ、社会の一員になることが大切です。

今後は、総合相談窓口の設置や、支援対策を行っている各部門で構成される協議会の設置について、検討します。

○子ども・若者による社会参画の推進

子ども・若者が、ボランティア体験や、地域の活動への参加、職業体験などを通して、実際に社会の仕組みやあり方に触れることは、将来社会の一員となる上で、大きな支えとなります。また、実際にまちづくりの取組などに参加することは、子ども・若者にとって貴重な体験となるだけでなく、子ども・若者らしい率直で新鮮な意見を述べることで、大人にとっても、子ども・若者の考え方や気持ちに直に触れることができ、社会全体のあり方を考えるうえで、とても重要です。

子ども・若者による社会参画を図るために有効な施策を検討するとともに、これまで行っている事業の充実を図ります。

3 推進体制と進行管理

鎌倉市子ども・若者育成プランの推進及び進行管理については鎌倉市子ども・若者育成プラン策定委員会や青少年問題協議会とは別に新たな組織である（仮称）鎌倉市子ども・若者育成プラン推進委員会が行います。

なお、事業の評価方法は、これまでの行政計画に対する評価方法を参考としつつ、達成度や市民満足度を考慮して、決定していきます。

